

## 【使用可能店舗申込検討中の方向けFAQ】

Q1	電話で申込みできますか？	A1	電話ではお申込みいただけません。 専用ホームページの登録フォームからお申込みいただくか、専用の申込用紙に記入し、メール、FAXまたは郵送で申し込んでください。
Q2	専用の申込用紙はどこで手に入りますか？	A2	専用ホームページでダウンロードしてください。 ダウンロードができない方は、コールセンター（☎087-826-0423）へお問い合わせください。
Q3	申込用紙の書き方が分かりません。	A3	コールセンター（☎087-826-0423）へお問い合わせください。
Q4	申込資格がありますか？	A4	高松市内に事業所・店舗を有する方、ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業種ではない方、反社会勢力に関与していない方などが、お申込みいただけます。 詳しくは、【募集要項】5「商品券使用可能店舗申込資格」をご確認ください。
Q5	高松市外に店舗があるのですが、登録できますか？	A5	高松市内に事業所・店舗を有する方しか登録できません。 高松市内と市外の両方に店舗等をお持ちの方も、高松市内の店舗のみ、商品券の受け入れが可能です。
Q6	商品券使用可能店になるには費用が必要ですか？	A6	商品券使用可能店舗としての登録に係る手数料は不要です。
Q7	いつまで申込みできますか？	A7	令和元年12月27日（金）までです。
Q8	いつまでに申し込みをすれば、リーフレットに掲載されますか？	A8	令和元年8月15日（木）までに登録された方がリーフレットに掲載されます。 審査に時間がかかることもございますので、お早めにお申し込みください。 リーフレットに掲載されなかった方も、専用ホームページ上で、商品券使用可能店舗として、店舗名等をご案内させていただきます。
Q9	商品券使用可能店舗になると、何かもらえますか？	A9	商品券使用可能店舗登録証明書、ステッカー、商品券見本、商品券使用可能店舗マニュアル等をお渡しします。
Q10	商品券使用可能店舗の審査にはどれくらいの期間がかかりますか？	A10	1～2週間程度かかります。 申込書に不備があった場合等、時間を要することがあります。
Q11	商品券使用可能店舗に登録できたかどうか、どうすれば確認できますか？	A11	HP上で、商品券使用可能店舗として店舗名等の情報を公開します。 登録されたかどうか不明な場合は、コールセンター（☎087-826-0423）までお問い合わせください。 「商品券使用可能店舗登録証明書」は8月下旬以降で順次郵送しますので、お待ちください。
Q12	説明会は開催されますか？	A12	7月中旬以降で開催予定です。 詳細が決まりましたら、専用ホームページ等でお知らせします。
Q13	商品券の換金はどこで行えますか？	A13	高松信用金庫の市内16店舗、いずれかの窓口で営業時間内に換金手続きをしてください。
Q14	換金の手続きについて詳しく知りたいのですが？	A14	商品券使用可能店舗に登録された方に、換金について詳しく記載したマニュアルをお渡しします。
Q15	換金手数料はかかりますか？	A15	換金手数料は不要です。
Q16	換金取次金融機関（高松信用金庫）に口座を持っていないのですが・・・	A16	高松信用金庫に口座をお持ちでない方も、お持ちの口座（他行）宛振込依頼書をご記入いただくことで、換金手続きが可能です。 なお、振込手数料は不要です。
Q17	換金した商品券は、いつ入金されますか？	A17	月に3回の換金申出締日（毎月10日、20日、末日）があり、その約7日後（毎月17日、27日、翌月7日）に入金されます。 詳しくは、商品券使用可能店舗マニュアルをご確認ください。
Q18	申込みした内容を訂正したい場合はどうすればいいですか？	A18	コールセンター（☎087-826-0423）へお問い合わせください。
Q19	市内に複数の店舗があるのですが、店舗ごとの申込みが必要ですか？	A19	まとめたお申し込みが可能です。 専用ホームページ上の「複数店舗用一覧表」を使ってお申し込みください。

Q20	商品券使用可能店舗に登録されたあと、途中で登録を取りやめようとはできますか？	A20	理由なく辞退することはできません。 やむを得ない事情がある場合は、「商品券使用可能店舗登録取消願」を記入し、高松市プレミアム付商品券事業運営オフィスまで郵送してください。 その際、特定取引を行う最後の日の <b>14日より前</b> に取消願を提出してください。
Q21	自分で購入した商品券をそのまま換金してもいいですか？	A21	できません。 不正行為が発覚した場合は、厳しい措置を取らせていただきます。
Q22	商品券を使用できないものにはどのようなものがありますか？	A22	公共料金や国等への支払い、たばこの購入、電子マネーへのチャージなどが使用できません。 【募集要項】4「商品券の使用対象にならないもの」をご確認ください。